

皮膚等障害化学物質に係る省令改正内容等について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

○ 職場における新たな化学物質規制

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

○ 皮膚等障害化学物質による健康障害防止対策

- 1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容
- 2 現状の保護具選択・使用に係る規定等
- 3 課題等

○ 職場における新たな化学物質規制

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

○ 皮膚等障害化学物質による健康障害防止対策

- 1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容
- 2 現状の保護具選択・使用に係る規定等
- 3 課題等

1 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

中毒・薬傷

1 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

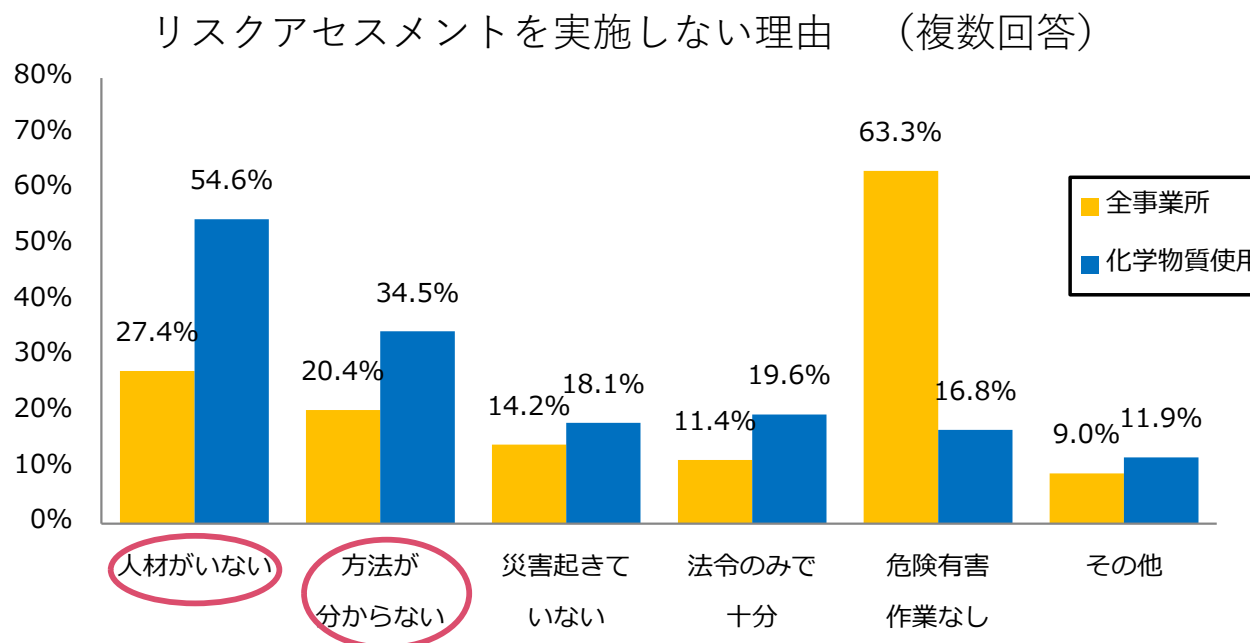
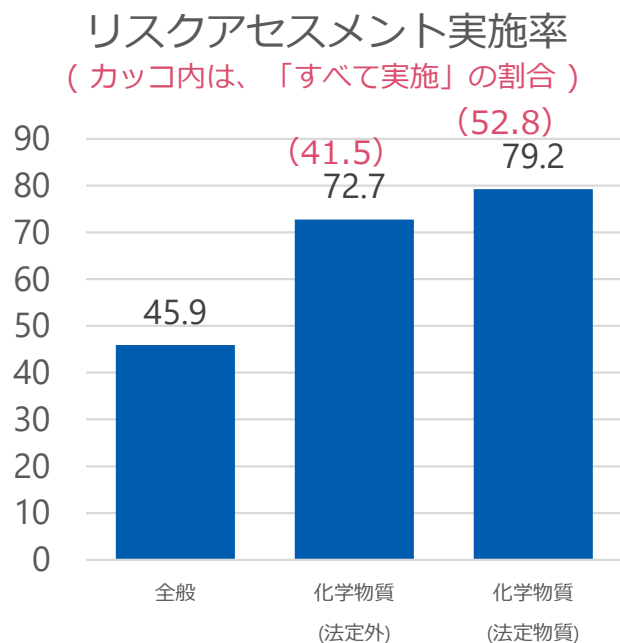
企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものを 知ってい る割合	ラベルが どのよう なものを 知ってい る割合
5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

1 職場における化学物質管理の課題③ 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査 (実態調査) 概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計
 ※※ 理由集計 「全事業所」 : 概況 (全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)
 「化学物質使用」 : 特別集計 (化学物質使用事業所 (全調査対象事業所の 6.7%) の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

2 規制の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者 ※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U A ゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証 本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループ グループマネージャー

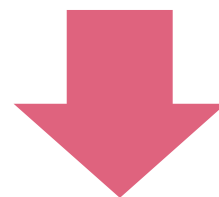
3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

3 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行うもの。

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



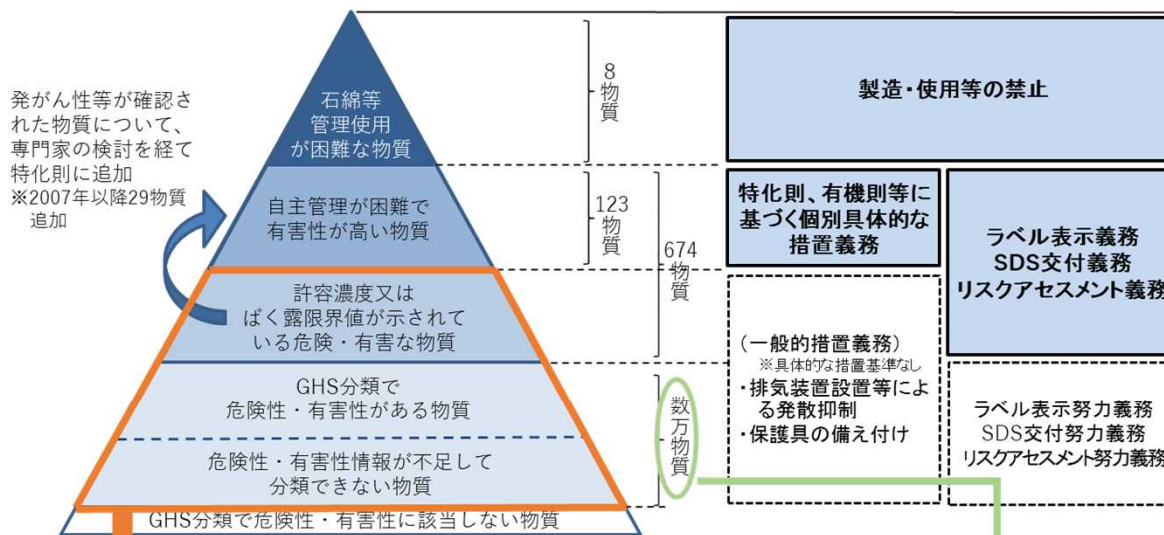
特別則で**未規制の物質**を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

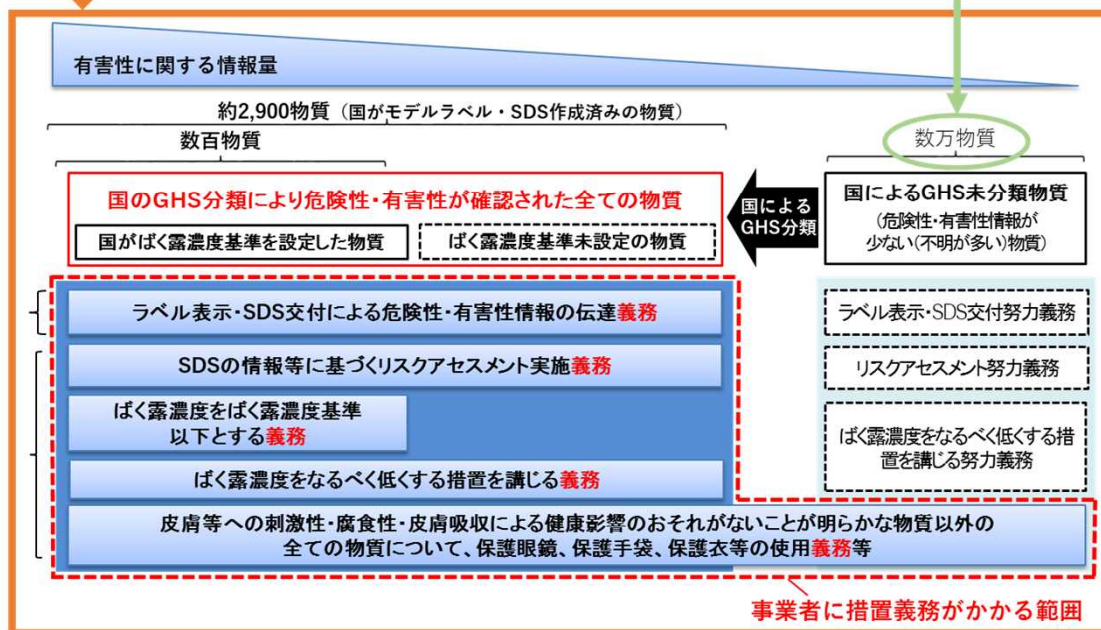
- **ばく露を最小限**とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

3 改正の全体像②

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的な規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



○ 職場における新たな化学物質規制

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

○ 皮膚等障害化学物質による健康障害防止対策

- 1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容
- 2 現状の保護具選択・使用に係る規定等
- 3 課題等

1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容①

1-1 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1施行



● 義務

2024(R6).4.1施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない (②)		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容②

背景等

- 我が国における**化学物質による健康障害事案**（休業4日以上；がん等遅発性疾病除く。）は**年間400件程度**で推移。この障害事案の中では、**経皮ばく露による皮膚障害が最も多く、吸入・経口ばく露による障害発生件数の約4倍**※
※ 平成29年及び平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であるもので、その起因物が化学物質であるものを、原因物質別、障害内容別に集計した結果
- 最近では、**オルト-トルイジン**や**MOCA**（4,4'-メチレンビス（2-クロロアニリン））と言った、皮膚刺激性はない物質が**皮膚から吸収され発がん（膀胱がん）に至ったと疑われる事案も発生**
- このような背景を受け、労働安全衛生規則の一部が改正され、**皮膚等障害化学物質等（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものをいう。）**を製造又は取り扱う場合は、不浸透性の保護具の使用が義務付けられた。
- 皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、**健康障害を生ずるおそれないことが明らかでない化学物質等**を製造し、又は取り扱う場合は、不浸透性の保護具の使用が努力義務となった。

1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容③

1 - 2 皮膚等障害化学物質に係る改正条文

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（皮膚障害等防止用の保護具）

第594条 事業者は、皮膚**若しくは眼**に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、**塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。**

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（令和6年4月1日施行）

第594条の2 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（**皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの**に限る。以下「**皮膚等障害化学物質等**」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等**適切な保護具を使用させなければならない。**

（令和6年4月1日施行＜令和5年4月1日時点においては第594条の2＞）

第594条の3 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（**皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。**）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等**適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。**

1 皮膚等障害化学物質に係る改正省令内容④

- 皮膚等障害化学物質等に該当するものとして、

- ①「皮膚や眼に障害を与えるおそれがあることが明らかなもの」
- ②「皮膚から吸収・侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」

がある。

- ①「皮膚や眼に障害を与えるおそれがあることが明らかなもの」に該当するもの

⇒GHS分類で、皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの有害性で区分1に該当するもの（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達）。

- ②「皮膚から吸収・侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの」に該当するもの

⇒GHS分類からは明らかではないため、これらに該当する物質を特定する考え方を整理する必要がある。

⇒令和4年度に労働安全衛生総合研究所にて検討を行い、考え方を整理（この後、講演予定）。

⇒令和5年7月4日付け基発0704第1号通達発出済み（皮膚吸収性有害物質：296物質）。

- 「皮膚や眼に障害を与えるおそれがないことが明らかなもの」に該当するもの

⇒GHS分類で、

（ア）「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載されているもの

かつ、

（イ）「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除くいずれにおいても、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないものが含まれる（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達）。

2 現状の保護具選択・使用に係る規定等

2-1 皮膚等障害化学物質に係る通達

<化学防護手袋の選択、使用等について>

平成29年1月12日付け通達（基発0112第6号）<以下、「平成29年通達」という。>において、有害な化学物質が使用する際にどのような化学防護手袋を選択し、使用するか等を示している。具体的な内容は次のとおり。

<通達（平成29年1月12日付け通達（基発0112第6号）概要>

（化学防護手袋の選択に当たっての留意事項）

- ・化学防護手袋の選択は、取扱説明書等に記載された**試験化学物質に対する耐透過性クラス**を参考として、作業で使用する化学物質の種類及び当該化学物質の使用時間に応じた耐透過性を有し、作業性の良いものを選ぶ。
- ・事業場で使用されている化学物質が取扱説明書等に記載されていないなどの場合は、**製造者等に**事業場で使用されている化学物質の組成、作業内容、作業時間等を伝え、適切な化学防護手袋の選択に関する**助言を得て選ぶ。**

（化学防護手袋の使用に当たっての留意事項）

- ・着用前にその都度、着用者に傷、孔あき、亀裂等の外観上の問題がないことを確認するとともに、化学防護手袋の内側に空気を吹き込むなどにより、孔あきがないことを確認させること。
- ・取扱説明書等に掲載されている耐透過性クラス、その他の化学的根拠を参考として、作業に対して余裕のある使用可能時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に化学防護手袋を使用させること。
- ・強度の向上等の目的で、化学防護手袋とその他の手袋を二重装着した場合でも、化学防護手袋は使用可能時間の範囲で使用させること。

（化学防護手袋の保守管理上の留意事項）

- ・化学防護手袋は、有効かつ清潔に保持すること。
- ・予備の化学防護手袋を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。
- ・化学防護手袋を保管する際は、①直射日光を避けること、②高温多湿を避け、冷暗所に保管すること、③オゾンを発生する機器（モーター類、殺菌灯等）の近くに保管しないことに留意すること。

（その他の参考事項）

- ・発がん物質等、有害性が高い物質を取り扱う際には、**耐浸透性の分類**でクラス1などAQL（品質許容基準）<※>が低いものを選ぶことが望ましい。

※検査そのものの信頼性を示す指標であり、数値が小さいほど多くの抜き取り数で検査されたことを示す。

2 課題等

2-1 安衛研検討会での提言

1. 保護手袋の選択や保護具使用の教育

- **Group1（356物質）**について、**半数強について耐透過性データが確認できない状況。**
- **耐透過性情報がない物質**については、その物質と物性（分子量、LogKow、官能基、粘性等）や液性（酸・アルカリ）に近い物質を参照したり、それらを入力して**皮膚透過量を推定するアプリケーション**などを活用すれば**適切に防護手袋を選択**できる。
- 今後、皮膚吸収物質の一覧を明示することで、**保護具メーカーが保有する耐透過性データや各事業者で実施された透過性試験の結果を開示し、適切な保護具の選定に活用**することで、**経皮ばく露防止に努めていくことが必要。**

2 皮膚吸収性有害物質に関する教育等

- 皮膚吸収性有害物質Group1, 2 それぞれで留意すべき特徴等について、**現場管理者等への教育や教材の作成が必要。**

3 メーカーとユーザーのリスクコミュニケーション

- **皮膚等障害化学物質の有害性や、保護具の必要性**についての理解を促進させることが必要。
- **保護具選択マニュアル、装着方法、使用方法**についての**啓発資料等の作成**が必要。

2 現状の保護具選択・使用に係る規定等

2-2 今後の予定等

- 厚生労働省としては、皮膚等障害化学物質等を製造又は取り扱う際、適切に皮膚障害防止用保護具を選択し、使用することが重要と考えている。
- そのため、**令和5年度の委託事業**において、皮膚障害等防止用保護具の選択等の**マニュアルを作成**する予定。
- マニュアルは、ユーザー、メーカー等の**意見交換会（リスクコミュニケーション）を踏まえて作成**する予定。
- さらに、作成するマニュアルが現場での作業の実態を踏まえた内容となっているかの調査も行う予定。
- 作成されたマニュアルはHP等に掲載し、広く周知等を行う予定。

<皮膚障害防止用保護具の適切な選択等のマニュアル作成事業（令和5年度委託事業）概要>

- ①皮膚等障害化学物質による健康障害防止のための保護具の適切な選択及び使用に関して、メーカーとユーザーの相互の理解を促進するためのリスクコミュニケーション（意見交換会）を開催**<本日開催のもの>**。
- ②①及び労働安全衛生総合研究所の報告書を踏まえて、委託事業の検討会でマニュアル内容等を検討。
- ③②で作成するマニュアルが適切に保護具を選択できるかなどの確認のため、現場でのトライアル調査（※）を実施。

※10事業場調査予定（製造業：5事業場、建設業：3事業場、第三次事業場：2事業場）。